

指定作業場における作業環境測定の実施状況
について

○ 佐藤一弘 佐久間智彦 宍戸純一

5 佐藤政浩 阿部純一

公益財団法人福島県保健衛生協会

【目的】

10 作業環境測定は、働く人達の作業環境を良い状態に保ち、健康障害を未然に防ぐために必要であり、その実施については健康診断等とともに労働安全衛生法で義務づけられている。

15 当協会は作業環境測定機関として各事業所の作業環境測定を行っている。今回、県内の指定作業場の作業環境の現状を知る目的で、平成26年度の同測定の実施状況について検討したので報告する。

【対象と方法】

平成26年4月から平成27年3月までの1年間に県内の667指定作業場を対象として、鉱物性粉じん、特定化学物質、金属類、および有機溶剤について測定した。

評価は、第1管理区分：適切な状態、第2管理区分：なお改善の余地がある状態、第3管理区分：速やかに改善措置が必要と判断される状態の3管理区分に分けて行った。

30

【結果】

平成26年度に当協会で作業環境測定を実施した事業所数は延べ138事業所、指定作業場数は延べ667か所であった。

35 測定の内容は、鉱物性粉じん216か所、特定化学物質170か所、金属類67か所、有機溶剤214か所であった。

その結果、583か所が第1管理区分、50か所が第2管理区分、34か所が第3管理区分と評価された。

40

第 3 管理区分と評価された 34 か所の内訳は、鉱物性粉じんが 10 か所、特定化学物質が 6 か所、金属類が 11 か所、有機溶剤が 7 か所であった。

45 改善が必要と評価された作業場については、結果報告書で問題点や改善案などについて指摘するほか、必要に応じて現場での説明を行った。

問題点が認められた例としては、

50 1) 作業位置に局所排気装置等が設置されていない。

2) 局所排気装置の吸引風速が不十分である。

55 3) 局所排気装置のフード形状が不適切である。(発生源を覆いきれていない、フードがない)

4) 作業方法が不適切である。(局所排気装置から離れた位置で作業を行う、既存の排気装置を使用していない)

60 などが挙げられた。

指摘事項への事業者の対応については、局所排気装置の設置やフードの改修、さらには作業方法の見直しなどを行い、作業環境の改善をみた事例もあったが、予算などの理由から改善が進まない作業場が多くあった。

【まとめ】

当協会において平成26年度に作業環境測定を行った延べ667指定作業場のうち、第1管理区分は87%、第2管理区分は8%、第3管理区分は5%であった。

指摘事項の多くが局所排気装置に関連した事項であり、改善を要する作業場所については随時、事業者への説明を行っている。

働く人達の健康障害を予防し、安心して働ける環境を作っていくために、当協会は今後作業環境測定を通して社会に貢献していきたいと考えている。